イベント保険の活用

生活クラブ主催（理事会、ブロック、支部、地区主催）のイベント・活動（チラシまきやナタネ自生調査など）の開催前に申請しましょう。企画ごとに申請書に記入して事務局へ提出します。

＜保険の種類＞

1)契約内容；生協主催の行事や運営に関わる諸活動に参加中の組合員が、ケガにより死亡・入院・通院等した場合と、主催者である生協が参加中の組合員および第三者に負った賠償責任を補償。

※デポーで消費材を購入しているときや共同購入で荷分けしているときのケガは対象となりません。

2)契約者；日本生活協同組合連合会

3)幹事代理店；㈱アイアンドアイサービス（日本生協連100％子会社）

4)引受保険会社；共栄火災海上保険㈱

＜補償の内容＞

傷害　①死亡300万円　②後遺障害12～300万円

③入院日額2,500円　④通院日額1,500円

賠責　①対人賠償3,000万円/1名　1億円/1事故

②対物賠償1,000万円　③預り物賠償500万円/期間

　　　＊免責額：1,000円（1事故あたり）

＜保険の対象と範囲＞

傷害保険：生活クラブ主催（理事会、ブロック、支部、地区主催）の活動に参加している組合員および員外（将来、加入する組合員）。

　　　　　　＊行事参加中および開催場所と自宅の往復途上における事故（病気・天災除く）

賠償責任：生活クラブ主催（理事会、ブロック、支部、地区主催）の活動に参加している人に対し、生活クラブの責任を問われた賠償。

＜運用ルール＞

1.事前に申請する事項　＊保険の適用は、本部事務局で開催前日までに受付けていることが条件

①開催日時　②場所　③主催者　④活動内容　⑤参加予定人数（概算）

2.事後に報告する事項

確定の　①開催日時　および　⑤参加人数　を報告する。（保険料は、実際に参加した人数にかかります。費用の無駄が発生しないよう、実際の人数を忘れずに）

＊補償対象は、参加者名簿に載っている人に限ります。ただし名簿は、個人情報の管理を徹底するためＦＡＸ等で送らず、主催者または事務局が保管する。

3.申請・報告　　書式：11イベント保険申請書＆報告書

・基本的に主催代表者が申請・報告を行う。

・主催代表者の依頼により、事務局または組合員個人が行える。

４.手続き

・申請・報告を、所定の用紙もしくはフォーマットで送る。

申請報告フォーム

ａ．本部にFAX（048-424-2796）　＊主催者原本保管。

ｂ．本部へのメール　hoken@seikatsuclub-saitama.coop　ｃ．WEBフォームから

・事故発生の場合は、速やかに本部事務局へ連絡する。